

原子力科学研究所
廃棄物埋施設設保安規定
変更認可申請について
(令和5年12月12日申請)

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

令和6年3月7日



変更の内容

変更の内容 : 委員会を構成する指名対象者の見直し



廃棄物埋設施設保安規定

変更内容:

【廃棄物埋設施設保安規定第6条】

・原子力科学研究所に設置する原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員について

変更前: 機構の職員のうちから所長が指名する。

変更後: 機構の職員等のうちから所長が指名する。

変更理由:

各委員会の審議案件(許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等)について、法令要求事項等に適合していることを確認するための専門的な知識及び経験を有する職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者(再雇用職員)が参画できるようにして審議の充実化を図る。

(参考)

・職員等の定義(廃棄物埋設施設保安規定第3条)

「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。

・再雇用職員

機構を定年退職した職員のうち、引き続き機構に雇用された者をいう。

・核物質防護に係る情報管理

委員会に参画することで核物質防護に関する情報を取扱う可能性があるため、委員会のメンバーには核物質防護に係る情報管理教育を行い、情報管理を徹底している。



廃棄物埋設事業変更許可申請書との整合性

廃棄物埋設施設保安規定と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整合性を以下に示す。

廃棄物埋設事業変更許可申請書(抜粋)	整合性
<p>【本文】 7. 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>【品質管理計画】 6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) <u>保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u> (2) <u>保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p>	<p>各委員会においては担当部署が作成した審議案件(許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等)に対して、専門的な知識や経験を持った要員が法令要求事項に適合していること等の確認を行うことで、保安に係る組織体制の確保に寄与している。</p> <p>参加する要員の力量は放射性廃棄物管理等の専門的な知識や許認可に関する経験といった明確なものである。職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者(再雇用職員)は、経歴からその力量を持ち合わせていることを明確に判断できる。</p> <p>各委員会を構成する委員の指名の枠を職員から職員等に広げる形になっても、参加する委員の力量は変わらないことから、各委員会は保安に係る組織体制の確保に寄与できる。</p>



第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準との適合性

廃棄物埋設施設保安規定と第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準との適合性を以下に示す。

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準(抜粋)	適合性
<p>【第二種埋設規則第20条第1項第1号】 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>各委員会においては担当部署が作成した審議案件(許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等)に対して、専門的な知識や経験を持った要員が法令要求事項に適合していること等の確認を行うことで、コンプライアンスに係る体制を確実に構築することに寄与している。</p> <p>参加する要員の力量は放射性廃棄物管理等の専門的な知識や許認可に関する経験といった明確なものである。職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者(再雇用職員)は、経歴からその力量を持ち合わせていることを明確に判断できる。</p> <p>各委員会を構成する委員の指名の枠を職員から職員等に広げる形になっても、参加する委員の力量は変わらないことから、各委員会はコンプライアンスの体制を確実に構築することに寄与できる。</p>

なお、審査基準のほかの各号については、該当しないことを確認した。資料1-2で示す。



変更認可申請書の補正(案)について

これまでのヒアリングでのコメントを受けて、変更認可申請書に記載する変更理由を以下のとおり修正し、補正申請を行う予定である。

変更前	変更後
原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者を職員から職員等に変更するため。	各委員会の審議案件(許認可申請等、品質マネジメント活動に関する事項等)について、法令要求事項等に適合していることを確認するための専門的な知識及び経験を有する職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者(再雇用職員)が参画できるようにして審議の充実化を図るため。